



佐々町登下校安全プラン

平成30年10月

佐々町教育委員会

はじめに

児童生徒の安全確保は、安全安心な町づくりの要である。

しかしながら、平成 30 年 5 月、新潟市において、下校途中の小学 2 年生の児童が殺害され、未来ある尊い命が奪われるという、痛ましく許しがたい事件が発生した。6 月には藤枝市において下校中の小学 4 年生の児童が刃物で斬りつけられる事件も発生した。

また、犯罪情勢をみると、道路上における身体犯の被害件数全体は、過去 5 年で減少しているにもかかわらず、このうち被害者が 13 歳未満の児童生徒である事犯に限定すると、ほぼ横ばいで推移している。そして、こうした児童生徒の被害は、登下校時、特に 15 時から 18 時の下校時間帯に集中している傾向にある。従来、登下校時における児童生徒の安全を確保するための対策については、地域の児童生徒は地域で守るという観点から、町内では「こども 110 番の家」の設置、「佐々っ子応援団」、交通安全関係団体等による見守り等の多岐にわたる取組がなされ、地域の安全に大きく貢献してきた。

しかし、通常安全と考えられる場所での事件や日常は普通に生活をしている人による犯罪など危険要素が多様化していることに加えて、共働き家庭の増加に伴い、住宅街においても、昼間の通行者が少なく「大人の目の空白地帯」が増加している。さらに、学校から自宅までの間に、人家がほとんどない区間がある児童生徒もいる。

また、交通安全に関しても、狭あいな道路や見通しの悪い交差点などの危険箇所がある。

登下校時において、不審者や交通事故から本町の児童生徒を守るための総合的な防犯対策を強化することが急務であると考ええる。

本町において、児童生徒が犠牲となる痛ましい事件が発生しないように、従来の取組を検証した上で、今般、「登下校安全プラン」として、以下のとおり対策を取りまとめた。

なお、従来の交通安全対策を主眼とした、「佐々町交通安全プログラム」は本「登下校安全プログラム」に包括するものとする。また、本プランは小学校を主眼としてまとめたものであるが、中学校においても準じた対応をする。

1 地域における連携の強化

登下校時における防犯対策の推進に当たっては、警察、教育委員会・学校、自治体の3者に加え、地域住民、保護者等の関係者が連携することが不可欠である。

このため、以下の対策に取り組む。

(1) 登下校時における防犯対策に関する「地域の連携の場」の構築

警察、教育委員会・学校、自治体、保護者、PTA、地域のボランティア、町内会等の関係者が集まり、登下校時における防犯対策や交通安全対策について意見交換・調整を行う「地域の連携の場」を構築する。

(2) 通学路安全推進会議の設置

本町においては、「地域の連携の場」として、警察及び町内の児童生徒を取り巻く団体が参集する従来の「通学路安全推進会議」を活用して、交通安全対策に加えて不審者対策等の登下校時の防犯対策について地域が連携する場とする。

① 構成機関

県：県北振興局道路維持第二課、江迎警察署刑事生活安全課・交通課

町：教育委員会、各学校校長・PTA役員、総務課、建設課

関係団体等：健全育成会、地域防犯リーダー、佐々っ子応援団
交通安全協会佐々支部、交通安全母の会
佐々町民生児童委員協議会

② 本会議は、構成機関の課長等及び実務担当者等で構成し、議長は教育委員会教育次長が務める。

③ 議長は、本会議を招集する。（毎年8～9月に定例会議を開催し、必要に応じて臨時の会議を開催する。）

④ 本会議の事務局は、教育委員会に置く。

2 通学路の安全点検の徹底と環境の整備・改善

登下校時における児童生徒の安全確保のためには、関係者が連携して通学路の安全点検を確実にを行い、交通事故危険箇所や「1人区間」のような「見守りの空白地帯」等の危険箇所を把握・共有した上で、ソフト面とハード面の両面から、環境の整備・改善を行う必要がある。

このため、以下の対策に取り組む。

(1) 通学路の防犯の観点による緊急合同点検の実施

平成30年度は、すでに交通安全対策に関する合同点検が実施されていることから、不審者等による危険箇所や要注意箇所についての緊急合同点検を行い、情報の共有や対策を講じる。

- ① 教育委員会、学校、保護者、見守りに関わる地域住民、警察、自治体、道路管理者等が連携して、通学路の緊急合同点検を実施する。（平成30年9月10日に実施）
- ② 危険箇所や要注意箇所の確認のために、全保護者を対象としたアンケート調査を実施する。

保護者から指摘された箇所について、PTAの地域委員と地区担当教職員で緊急に点検や対応が必要な箇所を抽出する。抽出されなかった箇所については、学校と教育委員会で安全点検を行う。

さらに、校区全体を見渡した緊急度を勘案した抽出を行い教育委員会に報告する。

こうした手順を踏むことによって、保護者の安全意識を高め、情報共有と学校等との連携をさらに深める。

- ③ 保護者アンケートで指摘された危険箇所・要注意箇所については、地域安全マップとして児童生徒の指導に活用するとともに、警察等の関係機関との情報共有を行う。

また、学校のホームページへの掲載により注意喚起や防犯意識の向上を図る。

- ④ 関係者が連携して合同点検を実施する際にも、地域安全マップの作成を行い、危険箇所を「見える化」して情報共有し、環境の整備・改善につなげやすくするとともに、こうした作業過程を通じ、関係者の連携を実質的に深める。

(2) 定期的な通学路の合同点検の実施

平成30年度は、緊急合同点検を行うが、今後は、通学路安全推進会議による定期的な合同点検を行う。

- ① 町内の各学校における通学路安全点検や保護者アンケートの結果等から抽出された危険箇所・要注意箇所を点検し、対策を協議する。
なお、保護者アンケートは隔年で実施し、緊急度の高い箇所から順次合同点検を行う。
- ② 合同点検は通学路安全推進会議と同一日とする。
- ③ 必要に応じて、構成機関以外の参加を依頼する。

(3) 安全な通学路の設定と定期的な点検の実施

登下校時の児童生徒の安全を確保するためには、まず可能な限り安全な通学路を設定することが重要であり、それでも、排除できない危険箇所・要注意箇所等については関係者で共有し、具体的な改善策につなげていく。

① 安全な通学路の設定

既定の通学路は、長年にわたる地域の実情によって決められたものであるが、刻々と変わる交通事情や地域環境を勘案して、毎年4月に通学路について保護者の意見を聴しながら決定をする。また、年度途中であっても地域の実態に即した改善を図る。

随時の保護者等からの情報による通学路の見直しに加えて、夏休み前の地区別懇談会において地域ごとの通学路の状況について確認し改善や児童生徒への指導を行う。

② 定期的な点検の実施

学校においては、下記のような通学路点検を年間を通して行う。

- 年度の始めに小学校1年生と担任等が共に下校し、安全な歩行の指導とともに、通学路の確認と点検を行う。
- 4月の歓迎遠足時に各地区担当教師が一緒に下校して通学路の確認と点検を行う。
- 家庭訪問時に個別的な危険箇所の確認を行う。
- 夏休み前の地区別懇談会において通学路の状況等を聴し、それを基に夏休み中に教職員による校区内の安全点検を行う。

これらの学校での取り組みに加えて、教育委員会広報車による毎朝のあいさつ運動時に通学路の安全確認を行う。

③ 通学路における危険箇所・要注意箇所の把握と環境の整備・改善

通学路における危険箇所や要注意箇所の把握のために、平成30年8月に小学校の全保護者を対象としたアンケート調査を行った。今後も隔年で小学校全保護者を対象としたアンケート等を実施するとともに、地域の関係機関や住民の方々からの情報を集める。

(4) 危険箇所・要注意箇所の把握

通学路の危険箇所や要注意箇所の種別は多岐にわたり、分類は難しいが、下記のように一応の分類をして把握する。当然、複合する箇所も出てくる。

- ① 子どもが一人になった時に、周囲の目（人・車）が少ない。
- ② 路上に死角があり、犯罪が起きても見えにくい。
- ③ 付近に助けを求められるような住宅等が少ない。
- ④ 地域環境の管理に課題がある。
- ⑤ 歩車道の区分がされておらず、犯罪者が近寄りやすい状況にある。
- ⑥ 周囲から見えにくく、連れ込まれやすい場所がある。
- ⑦ 不審者事案が多発している。
- ⑧ 灯りがなく、夜間や夕方では、犯罪が起きても見えにくい。
- ⑨ 交通事故が起きかねない。
- ⑩ その他

(5) 危険箇所・要注意箇所の環境の整備・改善

把握した、危険箇所・要注意箇所について下記のような整備・改善を検討する。

- ① ボランティア等による見守り活動の強化
- ② 防犯パトロール（青パト）の強化
- ③ 警察官によるパトロールの強化
- ④ 子ども110番の家や防犯・見守りステッカーを貼付した車の取組の強化
- ⑤ 防犯灯の設置や見通しの確保等の防犯まちづくりの推進
- ⑥ 環境管理の徹底
- ⑦ 防犯カメラの設置
- ⑧ 歩車道の区分

- ⑨ 空き家・空き地等の管理の徹底
- ⑩ 集団登校や保護者等との連携等による一人区間の解消
- ⑪ 通学路の再設定
- ⑫ 交通安全対策の実施
- ⑬ その他

(6) 佐々町通学路安全マップの作成

平成30年度は、各学校で保護者アンケート等により把握した情報を「佐々町通学路安全マップ」として「見える化」して関係者で共有して、通学路の安全確保策を講じる。また、学校のホームページに掲載し、保護者や地域と情報を共有する。

「佐々町通学路安全マップ」を活用して、各学期末に行う地区児童会において、地域の危険箇所について確認・指導を行う。併せて、交通事故、水難事故、マムシの出没、崖崩れ・浸水等の危険性及び災害時の避難経路についても確認・指導を行う。

作成した「佐々町通学路安全マップ」は定期的な点検や随時の情報により改定を行う。

3 不審者等に関する情報の共有

日頃から、不審者の出没に関する情報や児童生徒への声かけ事案をはじめとする情報について、警察と連携しながら、教育委員会・学校と保護者、地域の関係団体等との間で、プライバシーに配慮しつつ情報を迅速かつ確実に共有するための取組を進める。

- ① 学校が把握した不審者等の情報は、迅速に警察に連絡し、警察と学校の連絡担当者間で、プライバシーに配慮しつつ具体的な情報を共有するとともに教育委員会及び町内各校に連絡する。

教育委員会は住民福祉課を通じて、放課後児童クラブに連絡する。

併せて、児童生徒や保護者には、危険を感じたり、被害にあった場合はすぐに警察へ通報することを周知しておく。

- ② 不審者出没の情報を学校から、全保護者にメールで送信し、保護者と情報を共有する。また、地域の関係者の方にも学校のメールへの登録をお願いし情報を共有する。
- ③ 保護者や地域の関係者の方に警察の防犯メール（「安心メール・キャッチくん」）への登録を促し、警察の情報を地域でも共有する。

4 登下校時の児童生徒等の安全管理の徹底

登下校時の児童生徒の安全を確保するためには、学校や地域の実態に応じ、安全な登下校方策を策定し、地域全体で見守る体制を整備することが重要である。

また、教育委員会・学校・保護者が登下校のルートや時間、危険箇所等の情報に関して警察と情報を共有しておくことは、通学路に不審者を近づけない、あるいは犯行に及ばせないための重要な要素であることから、下記のような取組を行う。

(1) 安全な登下校方策の策定・実施

児童生徒を極力一人にしないという観点から、保護者や地域の協力を得ながら安全な通学路を設定するとともに、下記のような取組をする。

- ① 保護者の意見を聴しながら毎年4月に通学路を決定する。
- ② 町内の全児童生徒に防犯ブザーを携帯させる。
- ③ さまざまな理由によって登下校の時間が変更になる場合は学校メール等により保護者に連絡する。
- ④ 遅刻については、保護者と連絡を取るとともに、保護者に登校した旨の連絡を確実に行う。早退については、保護者に迎えに来てもらう。
- ⑤ 社会体育、放課後児童クラブ等における帰宅時は、保護者等に確実に迎えに来てもらう。
- ⑥ 塾や習い事の送迎は、保護者の責任において確実に行う。
- ⑦ 中学校の部活動については、季節等によって定められた下校時刻を遵守する。

(2) 児童生徒の登下校を地域全体で見守る体制の整備

- ① 警察によるパトロールを依頼する。特に危険箇所や要注意箇所の重点的なパトロールを依頼する。
- ② 子どもを見守る「佐々っ子応援団」活動を全町的な活動として定着させ、見守り活動を強化する。特に下校時の「ながら見守り」を推進する。
- ③ 「子ども110番の家」による、「合間見守り」を推進する。
- ④ 不審者出没の情報があった場合は、1週間程度、PTA地域委員等の自家用車に「防犯パトロール」ステッカーの貼付を依頼する。

- ⑤ スクールサポーターや地域防犯リーダー、地域在住の警察官OBに見守り体制等についてアドバイスを受ける。

(3) 登下校のルートや時間などに関する警察との情報共有

- ① 児童生徒の登下校のルートや時間について交番や警察署に連絡し、登下校時のパトロールを依頼する。
- ② 保護者アンケートを基に作成した「佐々町通学路安全マップ」を警察に提供し、危険箇所や要注意箇所の情報を共有する。

(4) 登下校時の緊急事態（不審者事案）への対応に係る危機管理マニュアルの作成・見直し

学校の危機管理マニュアルに記載された「登下校時の緊急事態（不審者事案）への対応」について、教職員間で共有するとともに、適宜の見直しを行う。

5 児童生徒の危険予想・回避能力を身につけさせるための安全教育の推進

児童生徒が犯罪に巻き込まれないようにするためには、発達段階に応じて、さまざまな機会を通じて、危険予想能力や危険回避能力を身につけさせることが重要である。

特に、小学校低学年の児童については、危険予想能力や危険回避能力が未熟であることや犯罪の対象となりやすいことから、より具体的な指導と繰り返しの指導を行う。

① 繰り返しの指導

「帰りの会」等において、危険予想や危険回避についての指導を重ねる。

特に、「いかのおすし」（いかない、のらない、大声でさけぶ、すぐに逃げる、しらせる）を繰り返し指導する。

② 「通学路安全マップ」や「地域安全マップ」の作成等を通じた指導

「通学路安全マップ」や「地域安全マップ」の作成等に児童生徒を参加させることにより、実感を持って危険箇所や要注意箇所を認識させる。

その際に、不審者等への対応に加えて、交通事故、水難事故、マムシの出没、崖崩れ・浸水等の危険性及び災害時の避難経路についても確認・指導を行う。

③ 防犯教室等の開催

警察官等の防犯の専門家の協力を得て防犯教室を開催し、具体的な場面を設定したロールプレイング等により、実践的な対処方法を身につけさせる。

④ 万一の場合に対応するための指導

登下校時に万一の事態が起こった場合の具体的な対処方法について、指導・訓練を行う。

○逃げる

○防犯ブザーを使用する。

○大声で助けを求める。

○交番や「子ども110番の家」、付近の家に駆け込む 等

防犯ブザーを全児童生徒に配布する。定期的に携帯の状況を確認するとともに、すぐに活用できる携帯の方法、万一の場合の使用方法等について十分に指導する。

⑤ 小学校低学年への指導の充実

毎年、文部科学省から配布される小学校低学年向けの安全教育教材「たいせつないのちとあんぜん」を活用し、具体的な場面を想定して、自分自身で危険を判断し、回避できる力を育む。

これらの指導内容について保護者に伝え、家庭での話題として保護者と児童生徒が家庭で話題とすることを促す。

6 その他

通学路を含めた地域社会における治安を確保する一般的な責務は当該地域を管轄する地方公共団体が有するものであるが、教育委員会及び学校は児童生徒の通学路等における安全確保に、安全学習を推進するとともに、警察やボランティア団体等の地域の関係機関・関係団体と連携して取り組む。

特に、「佐々っ子応援団」活動を推進し、地域ぐるみで児童生徒の安全と健全育成を図る。